

お知らせ  
info

## 空き家を有効活用してみませんか？【2次募集】

問 企画振興課 地域活力創出係 内線 2212

この事業は、空き家を地域資源として有効活用し、鬼北町へ移住定住を希望する方々の受け皿づくりを整備し、地域の活性化につなげることを目的としています。

### 空き家活用住宅とは？

町内にある空き家のうち所有者から借り上げた住宅を整備し、町が管理運営を行い、移住定住者に貸し付ける住宅

### 借り上げ対象とする空き家住宅

- ①人の住んでいない一戸建ての住宅
- ②空き家の所有者が改修・転賃することを承諾したもの
- ③改修経費が限度額以下のもの

### 改修内容・限度額

台所・浴室・トイレ等の水回りを基本として、改修費・耐震改修費、合計500万円を上限に整備

### 借り上げる期間

- 所有者と町の契約期間1年更新の、最長10年。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。
- 住宅借り上げ期間中に所有者の都合により貸すことができなくなった場合は、修繕費の一部を返還していただきます。  
(例：10年以上11年未満で修繕費用の10%)

### 募集期間

令和2年7月1日(水)～7月31日(金)



### まちのメリット

- 人口の増加
- 集落・景観の維持
- 町営住宅の建設・維持費の軽減



### 空き家所有者のメリット

- 町の施工でリフォーム・耐震化を実施
- 契約期間中は町が管理運営
- 町が居住に必要な工事を施工
- 建物の固定資産税の免除



お知らせ  
info

## 介護保険料の軽減内容が一部変わります

問 保健介護課 介護保険係 内線 3117

65歳以上で町民税非課税世帯の人(所得段階第1～3段階)の介護保険料が、昨年の消費税増税に伴い軽減されます。

所得段階	平成31年度(年額)	令和2年度(年額)	軽減額(年額)
第1段階	28,600円	22,900円	5,700円
第2段階	47,700円	38,100円	9,600円
第3段階	55,300円	53,400円	1,900円

※第4段階から第9段階の人の介護保険料は、平成31年度と同額です。